

市場のあり方戦略本部設置要綱

平成29年3月31日

28中管総第1999号

(目的)

第1条 市場の移転問題について諸課題を検討するため、「市場のあり方戦略本部」(以下「戦略本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 市場の移転問題に係る「都民の理解と納得」、「豊洲・築地市場の課題」及び「市場の将来的なあり方」に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事の職にある者をもって充てることとし、副知事の中から知事が指名する。
- 3 副本部長は、中央卸売市場長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に定める者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときには、本部員以外の者を戦略本部に出席させることができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

(意見聴取)

第5条 戦略本部は、諸課題に関する専門的事項について、有識者に対し戦略本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 戦略本部は、利害関係者その他必要と認める者に対し戦略本部への出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼金の支払)

第6条 本部長は、戦略本部の求めに応じて、前条に定める意見聴取に出席した者に対し、別途定めるところにより、謝礼金を支払うことができる。

(事務局)

第7条 戦略本部は、必要な事務を処理させるため、事務局を設置する。

2 事務局は、中央卸売市場に設置する。

3 事務局には事務局長を置き、中央卸売市場次長の職にある者をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（本部員）

政策企画局長の職にある者

総務局長の職にある者

財務局長の職にある者